

高水管第368号  
令和5年8月1日

指定給水装置工事事業者 各位

高槻市企業管理者  
西岡博史  
(公印省略)

### 給水装置工事施行指針等の改訂について（通知）

平素は、高槻市水道事業にご協力を賜り厚く御礼申し上げます。  
みだしのことについて、給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイドにおいて下記の通り改訂いたします。  
なお、改訂した給水装置工事施行指針及び給水装置工事申込手続ガイドは、ホームページに公開いたします。

#### 記

- 1 適用年月日 令和5年8月1日以降に申込みをする給水装置工事
- 2 改訂内容 (旧) 高槻市水道事業管理者 → (新) 高槻市企業管理者  
※給水装置工事申込み及び指定給水装置工事事業者申請等に係る提出様式が改訂されていますのでご注意ください。
- 3 ホームページ公開日 令和5年8月1日

以上